

「群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資」の受付を開始しました
- 県は、新たな制度融資を創設し、県内に再エネ設備等を導入する企業を応援します！ -

群馬県は、日照時間が長く、豊富な水資源や森林資源等のバイオマス資源が存在するなど、再生可能エネルギー資源に恵まれています。このポテンシャルを最大限に活用し、再生可能エネルギーの導入促進と企業の脱炭素化を後押しするため、金融機関等と協力して、群馬県内に再生可能エネルギー設備等を導入する企業を対象とする長期・低利の制度融資を創設し、この度、受付を開始しました。

本制度融資は、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例における再生可能エネルギー設備導入義務化の支援措置の1つでもあります。

1 制度概要

区分	概要
融資対象者	法人若しくは個人又はこれらを構成員とする法人であって次の全てに該当する者 ○県税等の滞納がない者 ○群馬県暴力団排除条例に基づく排除対象者に該当しない者 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む者に該当しない者
資金使途・融資対象設備	群馬県内に再生可能エネルギー設備や効率的利用設備を導入するための設備資金 ○再生可能エネルギー設備（再生可能エネルギー発電設備、再生可能エネルギー熱利用設備等） ○効率的利用設備（蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等） （注）ただし、いずれも上記設備等を導入する時点で未使用品であるものに限る
融資限度額	1億円（本制度融資の融資残高を含む）
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	年1.1%以内※ ※信用保証協会の保証を付した場合 年0.7%以内（責任共有制度対象外）／年0.8%以内（責任共有制度対象）
担保・保証人	金融機関等の定めるところによる
償還方法	年1回以上の元金均等分割償還とする

2 申請方法

本制度融資の活用を希望する法人等は、県ホームページの要綱等を確認の上、借入れを希望する金融機関に融資の相談・申込を行い、当該金融機関の内諾^{※1}を受けた上で、県に申請書類（事業計画承認申請書等）を、電子メール又は郵送・持参にて提出^{※2}してください。

○県ホームページ： https://www.pref.gunma.jp/07/cy01_00015.html

○提出先：群馬県 知事戦略部 グリーンイノベーション推進課 再生可能エネルギー推進室 プロジェクト推進係
（住所）〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1
（電話番号）027-897-2752 （メールアドレス）guriibe@pref.gunma.lg.jp

※1 信用保証協会の保証を付す場合、信用保証協会の内諾を含みます。

※2 申請方法等の詳細は上記の県ホームページを御確認ください。

